

回答日：令和7年12月1日

東近江市長 小 椋 正 清

質 疑 回 答 書

業務名 令和7年度第2084号雪野山トンネル定期点検業務

No.	項目	質疑事項	回答
1	設計内訳書 P.1	状態の把握（点検）の有効桁数は小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）と考えてよろしいでしょうか。ご教示お願い致します。	状態の把握（点検）の単価の有効桁数は有効4桁で5桁目以降切上げ（小数点以下第2位[小数点以下第3位切上げ]）とする。
2	設計内訳書 P.2	1次単価表（単-10号）は状態の把握（点検）の直接人件費×3%とありますが、【参考資料】積算条件明示書に投光機材の見積単価56,990円、24,420円の記載があります。どの単価が正でしょうか。ご教示お願い致します。	積算条件明示書に投光機材の見積単価24,420円を採用している。
3	1次単価表_単10号_投光機材の経費等	投光機材の単価ですが、「規格／条件」には【直人（状態の把握）×3%】と記載されていますが、積算条件等明示書に「見積によって決定した施工単価一覧」にも単価が記載されています。 単価は下記のいずれを採用されているのでしょうか？もし下記の方法と違う場合は単価の算出方法をお示してください。 （1）状態の把握（点検）の直接人費×3% （2）見積採用単価の” YZA0000001” と” YZA0000010” 単価の平均 （3）見積採用単価の” YZA0000001” と” YZA0000010” 単価の合計 （4）単 - 10号摘要欄の記載通り” YZA0000010” 単価を採用	No.2のとおり。
4	参考資料_2次単価表_単16号にトンネル点検車運転	トンネル点検車の供用日単価ですが、土木工事標準積算基準用_建設機械経費（令和7年度滋賀県土木交通部）の3-①-ii-139ページ、トンネル点検車_借用1日当たり（11）損料を採用していると考えて宜しいでしょうか？違う場合は採用している積算基準をお示してください。	土木工事標準積算基準用_建設機械経費（令和7年度滋賀県土木交通部）を採用している。
5	単 - 5号	状態の把握(点検)の1㎡当たりの単価は小数点以下切り捨てと考えて宜しいでしょうか。異なる場合は考え方をご教示願います。	No.1のとおり。
6	燃料費（軽油）	燃料費（軽油）はパトロール軽油かスタンド給油のどちらを採用でしょうか。	スタンド給油の単価を採用している。
		以下余白	